

報道関係者各位

令和4年10月24日

令和5年度 保育所・認定こども園(保育所部分2号・3号認定)の 入所申し込み受付について

保育の必要性の認定申請と令和5年度の保育所・認定こども園(保育所部分2号・3号認定)利用申込の受付を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします

記

1. 受付期間 令和4年12月1日(木)～22日(木)
午前8時30分から午後5時(土曜日、日曜日、祝日は除く)
2. 受付場所 市役所幼稚園・保育所課
3. 臨時受付窓口 上記期間のうち次の2日間については、市役所西支所に臨時受付窓口を設置
設置日時 令和4年12月12日(月)、16日(金)
午前8時30分から午後5時
4. 保育の必要性の認定基準
 - ▽就労(1ヶ月64時間以上の就労)
 - ▽妊娠・出産
 - ▽保護者の疾病・障害
 - ▽同居または長期入院等している親族の介護・看護
 - ▽求職活動(起業準備含む)
 - ▽就学
 - ▽その他、保育が必要な状態にあると市が認める場合
5. 対象児童
 - ▽朝日幼稚園、森の子ら幼稚園・・・3歳児～5歳児
 - ▽うみべのもり保育所、中保育所、舞鶴こども園・・・6か月～5歳児
 - ▽そのほかの保育所、認定こども園・・・産休明け～5歳児

＝ ※年齢は令和5年4月1日現在
6. 利用者負担額(保育料) 令和5年4月1日時点の年齢
 - ▽0～2歳・・・各世帯の収入によって異なる
 - ▽3～5歳・・・無料(給食費は保護者負担)
7. 周知方法 広報まいづる11月号、市ホームページに掲載、市メールマガジン及びLINEで配信

舞鶴市 幼稚園・保育所課
課長：志賀(内線：2471)、係長：堂田(内線：2474)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1009、FAX:0773-62-9897
E-mail:youho@city.maizuru.lg.jp

